

こどもまんなか
こども家庭庁

こども・子育て
世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は〇月です。

- ※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。
- ※ 令和8年4月分からの保険料を〇分割でお支払いいただきます。

子ども・子育て支援金に係る保険料は所得割〇〇%、均等割〇〇円になります。

- ※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

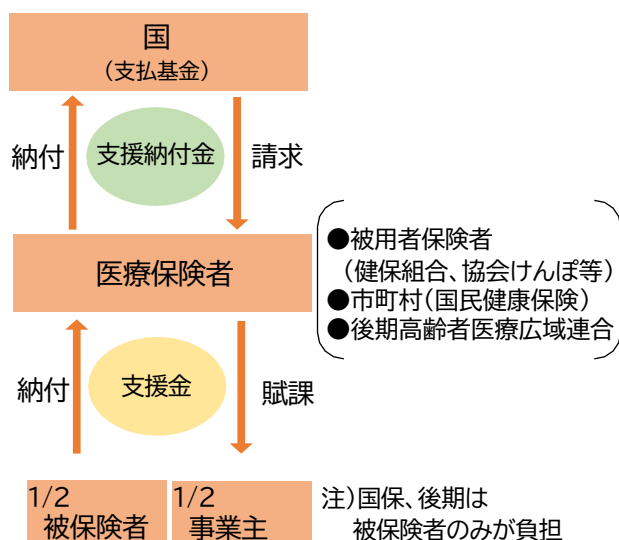
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

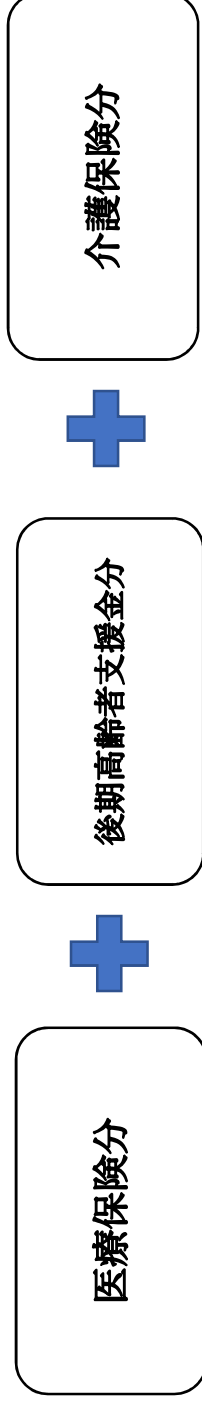
こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



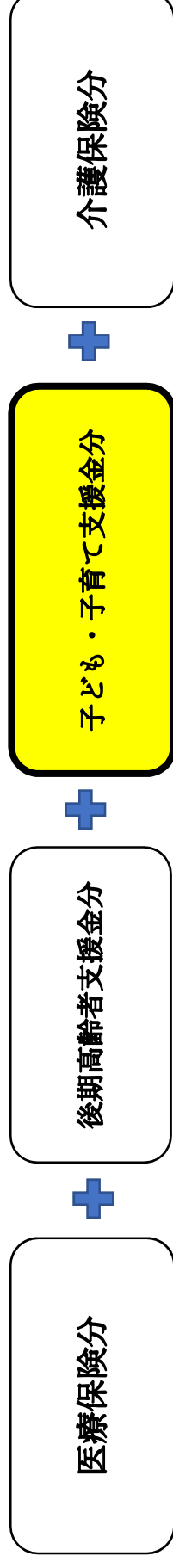
こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



令和7年度までの国民健康保険税



令和8年度からの国民健康保険税 子ども子育て支援金分が追加されます。



※介護保険分は45歳～64歳までの被保険者のみ

子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収について

香川県にて算定された標準保険料率を元に令和8年度善通寺市子ども・子育て支援納付金分保険料率を設定する。

なお、令和8年度から10年度まで段階的に納付金が引き上がるため、令和9年度及び10年度も香川県が算定した標準保険料率を適用して改定を行う予定。

※子ども家庭庁資料抜粋

県資料より

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度込み額	令和9年度込み額	令和10年度込み額(①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

香川県が試算した善通寺市子ども・子育て支援納付金額(推定)	15,325,735
-------------------------------	------------

香川県が市町村別に示す標準保険料(善通寺市子ども・子育て支援金)			
所得割額(%)	均等割額(円)	平等割額(円)	18歳以上均等割加算額(円)
0.27	1071	688	56

令和8年度善通寺市標準保険料（子ども・子育て支援金）		
所得割額（％）	均等割額（円）	18歳以上均等割加算額（円）
0.27	1100	100

※1世帯の子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は3万円

モデルケース①

世帯構成	年齢	収入金額		子ども分	合計額
		給与	400万		
世帯主	35	給与	400万	9,300	395,200
配偶者	35	-	0		
子	5	-	0		
子	3	-	0	385,900	

モデルケース③

世帯構成	年齢	収入金額		子ども分	合計額
		年金	300万		
世帯主	65	年金	300万	7,000	325,100
配偶者	60	給与	100万		
-	-	-	-		
-	-	-	-	318,100	

モデルケース②

世帯構成	年齢	収入金額		子ども分	合計額
		給与	400万		
世帯主	39	給与	400万	10,500	434,400
配偶者	39	給与	100万		
子	19	給与	100万		
子	17	-	0	423,900	

※あくまでモデルケースの年額として試算。実際は端数処理や世帯状況等を加味した計算となる

令和8年度税制改正（国民健康保険税）について

○「令和8年度税制改正大綱（令和7年12月26日 閣議決定）」 一部抜粋

〈国民健康保険税〉

（6）国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

①基礎課税額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げる。

（7）国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を

31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を

57万円（現行：56万円）に引き上げる。

※今後、総務省が政令を改正し同様の見直しを実施する。改正後の政令は、令和8年4月1日からの施行を予定。

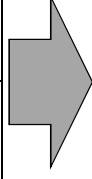
1. 賦課限度額の引き上げについて

(1) 改正内容

①基礎課税額に係る課税限度額を 67万円 (現行：66万円) に引き上げる。

○令和7年度(改正前)

医療分(基礎課税) 【加入者全員】	後期高齢者支援分 【加入者全員】	介護分 【40~64歳の加入者】	合計
660,000円	260,000円	170,000円	1,090,000円



○令和8年度(改正後)

670,000円	260,000円	170,000円	1,100,000円
----------	----------	----------	------------

(2) 改正の影響

※令和7年度当初賦課(6月末)時点での被保険者の状況で、それぞれの賦課限度額を適用し試算

令和7年度 (改正前)	医療分
超過世帯数	36世帯
超過調定額	12,416,370円



令和8年度 (改正後)	医療分
超過世帯数	35世帯
超過調定額	12,059,558円

医療分差額：356,812円

合計差額：356,800円(100円未満切り捨て)

調定額は

356,800円の増額となる。

2. 軽減対象者の拡大について

(1) 改正内容

- ① 5割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる
- ② 2割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる

○令和7年度（改正前）

加入人数	7割	5割	2割
1人		73.5万円	99万円
2人		104万円	155万円
3人	43万円	134.5万円	211万円
4人		165万円	267万円
5人		195.5万円	323万円



○令和8年度（改正後）

加入人数	7割	5割	2割
1人		74万円	100万円
2人		105万円	157万円
3人	43万円	136万円	214万円
4人		167万円	271万円
5人		198万円	328万円

※世帯主及び同世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等の合計が、上記の基準額以下の世帯について、均等割と平等割が軽減される

(2) 改正の影響

※令和7年度当初賦課（6月末）時点での被保険者の状況で、それぞれの軽減判定所得を適用し試算

令和7年度（改正前）			
2割軽減 (全世帯の約13.0%)	均等(948人)	6,137,600円	
	平等(621世帯)	2,909,400円	
5割軽減 (全世帯の約18.2%)	均等(1,330人)	21,514,500円	
	平等(873世帯)	10,143,000円	
7割軽減 (全世帯の約37.6%)	均等(2,225人)	47,065,900円	
	平等(1,801世帯)	30,031,400円	
合計 (全世帯の約68.8%)	4,503人	117,801,800円	
	3,295世帯		



令和8年度（改正後）			
2割軽減 (全世帯の約13.2%)	均等(965人)	6,249,400円	
	平等(635世帯)	2,984,000円	
5割軽減 (全世帯の約18.4%)	均等(1,342人)	21,713,500円	
	平等(881世帯)	10,238,000円	
7割軽減 (全世帯の約37.6%)	均等(2,225人)	47,065,900円	
	平等(1,801世帯)	30,031,400円	
合計 (全世帯の約69.2%)	4,532人	118,282,200円	
	3,317世帯		

軽減対象が 29人（22世帯）増加し、調定額は 480,400円の減額 となる。

○参考資料

令和7年度 県内国民健康保険税率

	医療分 (基礎課税)						支 援 分						介 護 分					
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額		所得割	資産割	均等割	平等割	限度額		所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	
	高松市	9.88		31,700	21,700	660,000		2.60		8,700	5,800	260,000		2.16		9,400	4,600	170,000
丸亀市	8.30		27,500	28,300	660,000		2.60		7,000	7,000	260,000		2.30		8,000	5,000	170,000	
坂出市	8.80		28,000	28,000	660,000		2.70		8,300	7,000	260,000		2.40		9,000	5,500	170,000	
善通寺市	8.10		30,000	26,000	660,000		2.20		8,000	6,000	260,000		2.30		9,000	7,000	170,000	
観音寺市	8.70		27,000	28,000	660,000		2.40		7,200	4,500	260,000		1.00		6,200	4,000	170,000	
土庄町	7.10		27,900	21,500	660,000		2.40		8,100	5,800	260,000		2.05		9,900	5,600	170,000	
三木町	6.70		27,900	24,200	660,000		2.05		9,700	6,900	260,000		1.45		10,400	5,300	170,000	
直島町	8.82		36,700	25,600	660,000		2.82		11,800	7,600	260,000		2.49		13,100	6,400	170,000	
宇多津町	7.00		30,000	22,000	660,000		2.20		9,600	6,000	260,000		2.00		9,500	4,500	170,000	
琴平町	8.15		33,400	23,200	660,000		2.03		8,400	5,800	260,000		1.89		10,100	4,900	170,000	
多度津町	7.60		30,000	20,000	660,000		2.10		8,800	6,000	260,000		2.10		9,200	4,400	170,000	
さぬき市	7.90		28,000	27,000	660,000		2.20		6,000	4,500	260,000		1.90		8,000	4,500	170,000	
東かがわ市	8.20		28,000	23,600	660,000		2.50		8,000	7,000	260,000		2.00		9,000	4,900	170,000	
三豊市	7.40		29,000	27,000	660,000		2.60		8,400	8,400	260,000		2.20		8,000	8,000	170,000	
まんのう町	6.70		26,000	19,000	660,000		2.50		9,500	7,000	260,000		1.80		10,000	5,000	170,000	
小豆島町	7.60		29,800	20,100	660,000		2.40		9,100	6,100	260,000		1.80		9,400	4,600	170,000	
綾川町	7.50		28,000	24,000	660,000		2.40		10,000	7,000	260,000		2.30		10,000	6,000	170,000	

※県内全市町が国の政令に基づく賦課限度額を適用

令和6年度特別会計国民健康保険決算状況について

(歳入)

(単位 : 円 %)

予算名称	令和6年度	令和5年度	対前年比較	
			増減額	伸び率 (%)
1 国民健康保険税	509,690,889	521,759,920	△ 12,069,031	△ 2.31
2 使用料及び手数料	226,800	222,000	4,800	2.16
3 国庫支出金	39,000	132,000	△ 93,000	△ 70.45
6 県支出金	2,534,047,484	2,720,014,737	△ 185,967,253	△ 6.84
7 諸収入	16,125,125	9,361,207	6,763,918	72.25
8 繰入金	254,281,147	265,038,793	△ 10,757,646	△ 4.06
9 財産収入	91,061	75,405	15,656	20.76
10 繰越金	59,950,247	73,695,582	△ 13,745,335	△ 18.65
歳入合計	3,374,451,753	3,590,299,644	△ 215,847,891	△ 6.01

(歳 出)

(単位 : 円 %)

予算名称	令和6年度	令和5年度	対前年比較	
			増減額	伸び率 (%)
1 総務費	23,931,589	23,972,802	△ 41,213	△ 0.17
2 保険給付費	2,512,241,907	2,649,468,355	△ 137,226,448	△ 5.18
3 国民健康保険事業費納付金	750,361,974	801,061,005	△ 50,699,031	△ 6.33
4 共同事業拠出金	-	39	△ 39	△ 100.00
5 保健事業費	22,880,755	22,393,696	487,059	2.17
6 公債費	0	0	0	0.00
7 諸支出金	2,267,700	2,638,500	△ 370,800	△ 14.05
8 基金積立金	43,971,000	30,815,000	13,156,000	42.69
歳出合計	3,355,654,925	3,530,349,397	△ 174,694,472	△ 4.95
収支差引額	18,796,828	59,950,247	△ 41,153,419	

令和6年度特別会計国民健康保険の決算状況について

歳入

1 国民健康保険税 5億2,969万9,889円

前年度と比較すると1,207万円ほど減少しています。

世帯数と加入者数の減少および収納率の低下によるものです。

世帯数（年度平均）	令和5年度	3,830世帯	令和6年度	3,654世帯
加入者数（年度平均）	令和5年度	5,569人	令和6年度	5,272人
収納率（現年度）	令和5年度	94.27%	令和6年度	94.13%

2 使用料及び手数料 22万6,800円

国保税を滞納した方に対する督促に係る手数料収入です。

3 国庫支出金 3万9,000円

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業に対する国からの補助です。

6 県支出金 25億3,404万7,484円

前年度と比較すると1億8597万円ほど減少しています。

市が負担した医療費に対する県の交付金が、医療費の減少に伴い、減額になったことが主たる要因です。

7 諸収入 1, 612万5, 125円

第三者納付金（交通事故等によって怪我した際に国保を使って治療した場合の加害者からの損害賠償金）や返納金（国保の資格喪失後に、国保を使用して病院等の診療や処方を受けた場合などに生じる返還金）、国民健康保険税の延滞金が計上されています。

前年度と比較すると676万円ほど増加しました。

8 繰入金 2億5, 428万1, 147円

一般会計から特別会計国民健康保険に繰入れるものです。

前年度と比較すると1, 076万円ほど減少しました。

9 財産収入 9万1, 061円

令和3年度より積み立てを再開した国民健康保険事業財政調整基金の利子収入です。

10 繰越金 5, 950万247円

令和5年度が黒字決算となったため、令和6年度に繰り越したものです。

歳入合計は、33億7, 445万1, 753円です。

歳出

1 総務費 2, 393万1, 589円

前年度と比べほぼ横ばいです。

2 保険給付費 25億1, 224万1, 907円

前年度と比較すると1億3723万円ほど減少しています。

被保険者数が、団塊世代の後期高齢者への移行や社会保険の適用拡大に伴い減少しているためです。

令和5年度被保険者数 5, 569人 令和6年度被保険者数5, 272人

3 国民健康保険事業費納付金 7億5, 036万1, 974円

県の交付金の財源に充てるため、各市町が納付するものです。

前年度と比較すると5, 070万円ほど減少しておりますが、

被保険者数減少に伴う保険給付費減少が主たる要因です。

5 保健事業費 2, 288万0, 755円

48万円ほど増加していますが、昨年度とほぼ横ばいです。

7 諸支出金 226万7, 700円

前年度と比較すると37万円ほど減少しています。これは交付金等の返還金が減少したためです。

8 基金積立金 4,397万1,000円

前年度繰越金及び基金の利子収入を、国民健康保険事業財政調整基金に積み立てました。

歳出合計は、33億5,565万4,925円です。

令和6年度の収支は、1,879万6,828円の黒字です。

令和6年度保健事業（特定健康診査等）について

1. 令和6年度特定健康診査（以下、特定健診）実績

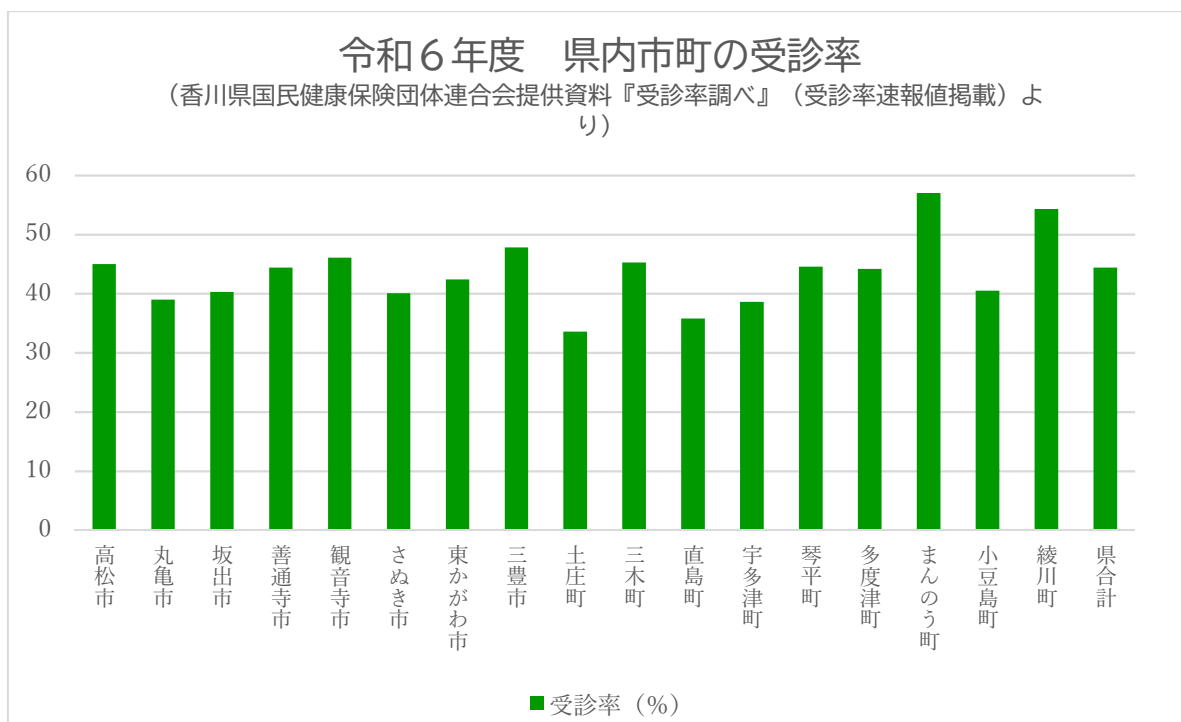
(1) 善通寺市の受診率

男性 1,756人（694人）、39.5%

女性 1,905人（930人）、48.8%

合計 3,661人（1,624人）、44.4%

（資料『特定健診・特定保健指導実施結果総括票（令和6年度）』より）



(2) 香川県内の受診率

香川県における令和6年度特定健診平均受診率は44.4%で令和5年度と同じである。善通寺市は県内8位で、前年度と比較した場合、受診率は1.8%上昇している。

2. 特定健診未受診者勧奨事業

(1) 令和6年度

令和6年度特定健診未受診者勧奨は、業者に委託し実施した。対象者選定の後、通知による受診勧奨を行った。

<通知による受診勧奨：対象者選定方法>

令和元年～令和5年の特定健診受診歴に基づき、対象者をグループ分けした。1回目3,000名、2回目2,200名に受診勧奨を実施。

<結果>

対象者	受診者	受診割合
3,430人	1,281人	37.3%

(特定健診等データ管理システム『令和6年度特定健診結果等情報作成抽出(全健診結果情報(横展開))ファイル』より通知送付後の受診者を特定して計上)

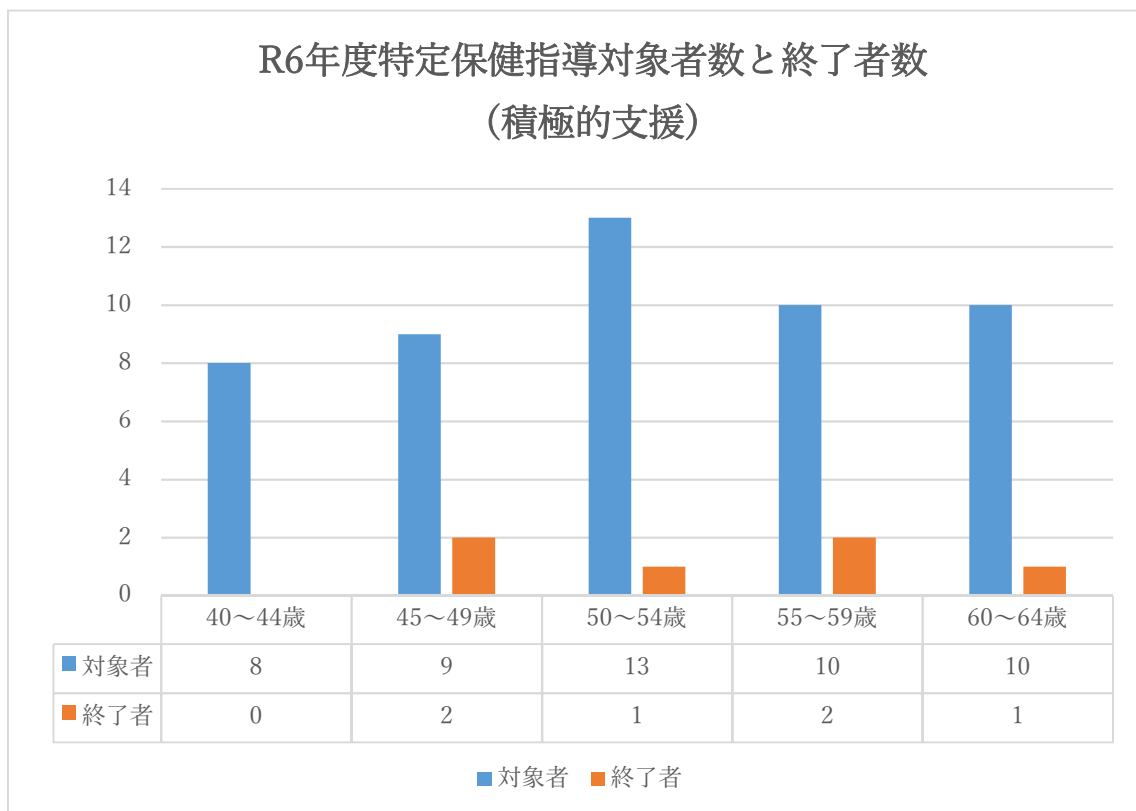
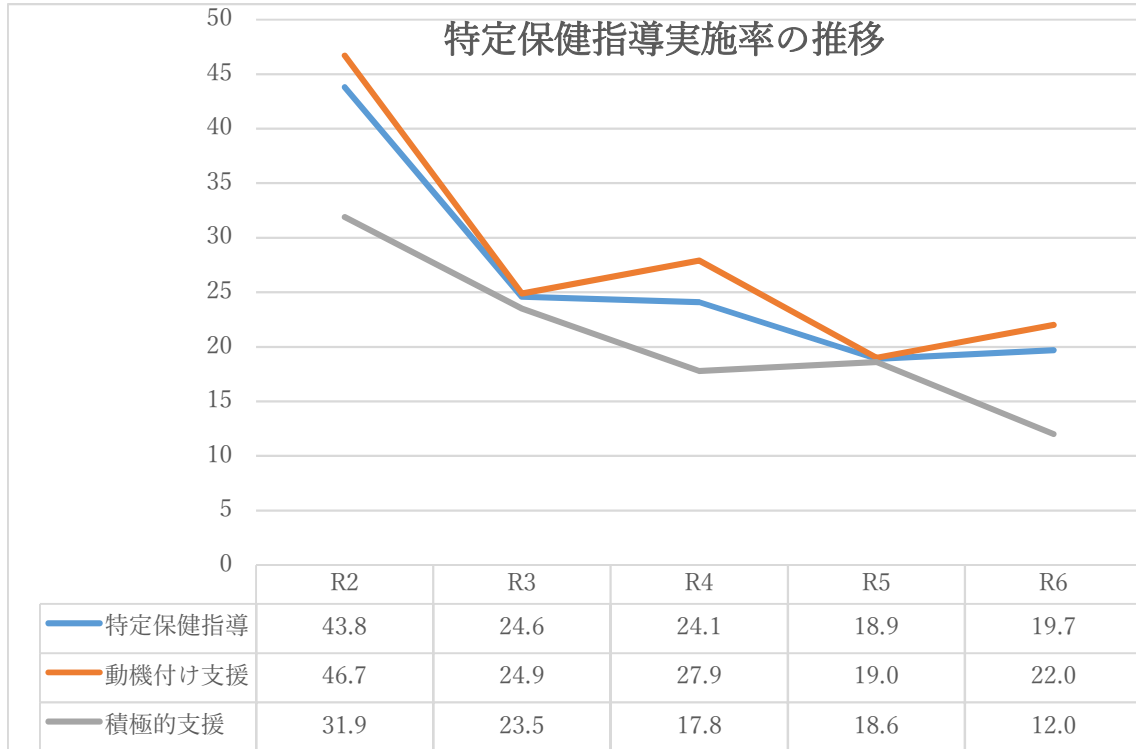
また、商業施設や公共施設における受診勧奨ポスターの掲示を行ったほか、令和7年度に新規特定健診の対象者で40歳の者に対し、通知による周知啓発を令和7年1月に実施した。

(2) 令和7年度

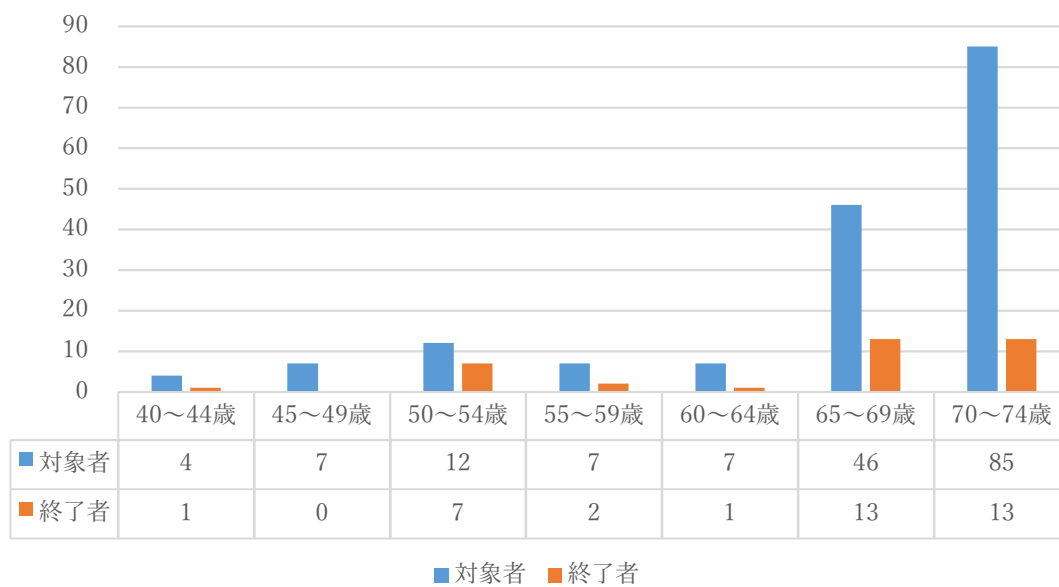
令和7年度は、通知による勧奨を令和6年度実施事業者と同じ業者に委託し実施した。対象者を選定し、グループ分けの後、通知による受診勧奨を行った。また、令和8年度に新規特定健診の対象者で40歳の者に対し、通知による周知啓発を実施した。

3. 特定保健指導実績

市が保健指導の案内・指導を直接行う直接方式と、人間ドック実施医療機関2施設に委託し実施する委託方式を併用して実施した。



R6年度特定保健指導対象者数と終了者数 (動機付け支援)



第3期特定健康診査等実施計画の最終目標60%達成のため、訪問や電話等による個別支援と、健康教室等の集団での支援にて、保健指導を実施している。支援体制の見直しを行いつつ、より効果的な保健指導を行っていくこと、また、対象者にあった保健指導を実施することで、保健指導実施率を向上させる。